

四日市市上下水道局管理規程第 2 号

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 1 月 22 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市下水道事業会計規程（平成 17 年上下水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="247 795 694 833">（金融機関の出納事務取扱い）</p> <p data-bbox="204 855 427 893">第 6 条 （略）</p> <p data-bbox="247 974 534 1012"><u>（指定代理納付者）</u></p> <p data-bbox="204 1034 805 1429"><u>第 6 条の 2 管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p data-bbox="247 1509 558 1547">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="204 1570 462 1608">第 19 条 （略）</p> <p data-bbox="204 1630 805 1960">2 <u>前項の規定にかかわらず、第 25 条の規定に基づき口座振替の方法により収納する場合は、当該金融機関へ納入通知書又は納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付するものとする。</u></p> <p data-bbox="204 1982 805 2020">3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、指定代</u></p>	<p data-bbox="885 795 1332 833">（金融機関の出納事務取扱い）</p> <p data-bbox="842 855 1066 893">第 6 条 （略）</p> <p data-bbox="885 1509 1197 1547">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="842 1570 1101 1608">第 19 条 （略）</p> <p data-bbox="842 1630 1452 1848">2 <u>前項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該期日の 10 日前までに送付しなければならない。</u></p> <p data-bbox="842 1982 1452 2020">3 <u>延滞金は、納入通知書に併記して徴</u></p>

理納付者に納付させる場合は、当該指定代理納付者へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。

4 第1項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該期日の10日前までに送付しなければならない。

5 延滞金は、納入通知書に併記して徴収することができる。

(領収書の交付)

第21条 主管の長、現金出納員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

収することができる。

(領収書の交付)

第21条 主管の長、現金出納員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替により収納するものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)